

3 4 議案第 3 7 号関係

おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(不均一課税)</p> <p>第 2 条 法第 3 条第 3 項の規定による公示の日 (以下「公示日」という。)から<u>平成29年 3 月 31 日</u>までの期間(当該期間内に原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなった場合については、公示日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価格の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)の数が15人を超えるものに限るものとし、法第 2 条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうちに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第 1 条第 2 項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むもの(以下「特定設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、特定設備に係る対象設備である家屋(以下「適用家屋」という。)及び償却資産並びに適用家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に課する固定資産税について不均一の課税(以下「不均一課税」</p>	<p>(不均一課税)</p> <p>第 2 条 法第 3 条第 3 項の規定による公示の日 (以下「公示日」という。)から<u>平成27年 3 月 31 日</u>までの期間(当該期間内に原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなった場合については、公示日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備(一の生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第 6 条第 1 号から第 7 号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。以下同じ。)の取得価格の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)の数が15人を超えるものに限るものとし、法第 2 条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。)を構成する減価償却資産のうちに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第 1 条第 2 項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むもの(以下「特定設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、特定設備に係る対象設備である家屋(以下「適用家屋」という。)及び償却資産並びに適用家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に課する固定資産税について不均一の課税(以下「不均一課税」</p>

という。)をする。	という。)をする。
-----------	-----------

35 議案第38号関係
 おいらせ町下水道条例 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(占有許可の基準)</p> <p>第24条の2 <u>町長は、公共下水道の排水施設の管渠である構造の部分に法第24条第3項第3号に規定する物件又は令で定めるもの(以下(以下「物件等」という。)を設けるために前条第1項の許可に係る申請があった場合においては、次に掲げる基準の全てに適合し、その使用が必要やむを得ないものである場合に限り、当該占有を許可することができる。</u></p> <p>(1) <u>物件等</u>を設置する箇所が下水の排除及び管渠の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>(2) <u>物件等</u>を設置する管渠の断面積に占める当該物件等の断面積の割合及び数量が下水の排除及び管渠の管理上支障のないものであること。なお、電線については、設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則1%以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び管渠の管理上支障のない本数であること。</p> <p>(3) <u>物件等</u>の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4) <u>物件等</u>の設置に係る工事及び維持管理の方法は、管渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理の下に行われること。</p> <p>(5) <u>物件等</u>が法第24条第3項3号口に規定する電線又は令第17条の2第2号に規定する工作物である場合においては、原則として電圧のかからないものとする。</p> <p>(6) その他公共下水道管理上支障とならないものであること。</p> <p>第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は</p>	<p>(占有許可の基準)</p> <p>第24条の2 <u>町長は、公共下水道の排水施設の管渠である構造の部分に電線及び令第17条3に規定する物件(以下この条及び次条において「電線等」という。)の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。</u></p> <p>(1) <u>電線等</u>を設置する箇所が下水の排除及び管渠の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>(2) <u>電線等</u>を設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則1%以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び管渠の管理上支障のない本数であること。</p> <p>(3) <u>電線等</u>の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4) <u>電線等</u>の設置に係る工事及び維持管理の方法は、管渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理の下に行われること。</p> <p>(5) <u>電線等</u>は、原則として電圧のかからないものとする。</p> <p>(6) その他公共下水道管理上支障とならないものであること。</p>